

第7回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年9月7日（月） 13:57～16:03

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、長田委員、根本委員（代理出席：吉村氏）、増田委員、森委員
内閣官房 副長官補付 大沢審議官、木村参事官
情報通信技術（IT）総合戦略室 向井室長代理、時澤審議官、富安審議官、中田企画官、生末企画官
個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官、山澄参事官、赤阪参事官、池田室長
総務省 行政管理局 水野管理官、田上情報公開・個人情報保護推進室長
自治行政局 高原局長、小川行政課長

1. 開 会
2. 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討の基本的な考え方及び主な論点について
3. 経済団体からのヒアリング
 - ・一般社団法人日本経済団体連合会
 - ・一般社団法人新経済連盟
4. 地方三団体からのヒアリング
 - ・全国知事会
 - ・全国市長会
 - ・全国町村会
5. 閉 会

[資料]

- 【資料1】 個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（地方関係）
- 【資料2】 日本経済団体連合会発表資料
- 【資料3】 新経済連盟発表資料
- 【資料4】 全国知事会発表資料
（別添） 全国知事会発表資料（参考資料）
- 【資料5】 全国市長会発表資料

○高橋座長 予定の皆様方、おそろいになっていきますので「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第7回を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多用にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、宍戸委員が所用により御欠席で、また、根本委員の代理として吉

村様に出席をいただいております。

本日は、第3回、第4回と同様、オンラインでの開催になりますので、議事に入ります前に、注意事項などにつきまして事務局から御案内をお願いしたいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日も高橋座長には、事務局と同じ会議室にお越しいただきまして、御出席をいただいております。委員の皆様、発表者の皆様におかれましてはイヤホンの着用、それから、御発言時はマイクとカメラをオンにさせていただいて、また、発言の最初に御所属とお名前をおっしゃっていただいて、御発言はゆっくりと、という点に御協力をお願い申し上げます。

また、質疑応答、意見交換におきまして御発言を希望される場合には、画面の右側にあるチャット欄に御発言希望の旨をお名前とともにお知らせ願います。

会議中、もしお困りの点などがございましたら、事前にお知らせしております事務局担当者の携帯電話まで御連絡ください。

事務局からは以上になります。

○高橋座長 ありがとうございます。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして、一般傍聴を受け付けずに開催をしております。配付資料・議事録につきましては、会議終了後、できるだけ速やかに公開するようになりたいと考えております。

本日の議事でございますが、先日、第6回検討会で決定し、その後、政府のタスクフォースで決定、公表されました中間整理案に記載されている地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討の基本的な考え方及び主な論点につきまして、事務局より御説明をいただきたいと思っております。その後、経済団体からのヒアリング及び地方三団体からのヒアリングを行います。

それでは、早速ですが、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討の基本的な考え方及び主な論点につきまして、内閣官房から御説明を頂戴したいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

資料1を御覧ください。

基本的な考え方、主な論点につきまして、中間整理の中で既にまとめさせていただいたところでございますが、確認の意味でもう一度御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。【基本的な考え方】でございます。

地方公共団体における個人情報の取扱いにつきましては、平成15年の国の法制化に先立ちまして、大多数の都道府県、市区町村において条例が制定され、各地方公共団体における実務が積み重ねられているところでございます。一方、国におきましては、平成15年の法制化以降、個人情報保護の水準確保や個人情報の保護と活用の適正なバランスの確保の観点から、随時制度改正が行われているということでございます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの向上のための行政のデジタル化を含め、我が国社会全体のデ

デジタル化を強力に進めていくこととされておりまして、そうした中、データ利活用の円滑化への取組も一層加速させなければならないということがございます。また、国際的なデータ流通が増大していく中で、GDPR十分性認定など、国際的な制度調和の必要性が一層高まっているということがございます。

こうしたことから、地方公共団体も含めた我が国全体で統合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行う必要があるということがございます。

なお、検討に当たっては、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきたことに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など、他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要があると考えているところです。

こうした基本的な考え方に基きまして、2ページが主な論点です。

主な論点は、大きく2つございます。

①が「個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か」でございます。

具体的には5点ございまして、1点目が、我が国全体での制度の整合性を確保し、全体的・機動的な見直しを可能とするには、国としてどのような役割を果たすべきか。その際、地方自治法における「国と地方公共団体との適切な役割分担」や「地方公共団体の自主性及び自立性の十分な発揮」の視点について、どのように整理するか。

それから、国際的に整合の取れた制度とするため、どのような規律が必要か。

加えまして、医療分野や学術分野等の官民の共同作業が特に重要な分野とそれ以外の分野など、分野ごとの規制の統一の在り方について、どのように考えるか。

加えまして、条例を持たない一部事務組合があることや、例えば要配慮個人情報の規律に差異が見られるなど、地方公共団体ごとに条例で規律されている内容が異なることについて、どのように考えるか。

それから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的を踏まえ、個人情報の保護と活用のバランスを、規律の内容と運用の両面において、どのように確保していくべきか、ということがございます。また、現状として、具体的にどのような支障があるか。例えば、多くの地方公共団体でオンライン結合制限規定が存在することや、匿名加工情報の提供に関する規定が未整備であることについて、どのように考えるか。

そして、②といたしまして、以上のような①の要請を満たしつつ、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるかということです。

具体的には3点ございまして、法の規定を直接適用する手法や、法の枠組みの下で条例を定める手法、あるいは、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る手法などが考えられるが、どのような手法が望ましいかということです。

それから、いわゆる条例の「上乘せ、横出し」など、条例で規律する範囲についてどう考えるかがございます。

それから、規律の種類によって統一の要請の程度は異なるかといった論点についてです。例えば、個人情報の保護の水準確保や保護と活用のバランス確保のために必要な規律と手続的な規律では、要請の程度は異なるかとの論点でございます。

以上のような点が今後、考えていくところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に経済団体の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

本日は、検討会の根本委員の代理として御出席いただいている、日本経済団体連合会の吉村隆産業技術本部長のほか、新経済連盟の関聡司事務局長にもオンラインにて御出席を頂戴しております。

ただいま、事務局から御説明があった検討の主な論点につきまして、御意見、コメントを頂戴したいと思います。どうも本日はよろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、日本経済団体連合会の吉村産業技術本部長より御発言を頂戴したいと思います。10分程度でお願いします。よろしくをお願いします。

○吉村産業技術本部長 経団連産業技術本部長の吉村と申します。

本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、今、御説明いただいたとおり、この検討会の委員である根本が説明すべきところでございますけれども、都合によりどうしても本人の出席がかなわないために、代理で私から御説明をさせていただきたいと思っております。

御覧いただいておりますように、資料を御用意しています。本日は3つの柱で御説明をさせていただきます。

まず、Society 5.0実現に向けたデータ利活用の重要性について、改めてお話をさせていただいた後に、地方公共団体の制度に関する現状認識、それから、企業による個人データの利活用が円滑に進まない事例を御紹介します。そして、最後に、この検討会の中間整理に記載されている論点に関する意見を述べさせていただきたいと思っております。

初めに、Society 5.0実現に向けたデータの利活用について、御説明を申し上げたいと思っております。

現在、世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われております。これ以外にも世界的な規模で様々な課題は山積してございまして、経済成長と持続可能性を両立することが課題になっていると私たちも認識しております。そうした中、経団連では新たな社会のコンセプトとしてSociety 5.0を掲げて、ここに書いてありますとおりDX（デジタル革新）と多様な人々の2つの意味での想像力／創造力を融合することによって、価値の創造と課題解決を実現するのだということを提唱させていただいているところでございます。

Society 5.0に向けてDXを進めていくことが重要ですが、そのためにはデジタル技術を

活用するのみならず、大量のデータをこれまで以上に活用することが不可欠だと思います。この検討会で、私どもの根本が繰り返し述べさせていただいているところではございますけれども、官民が同一の規律の下に置かれることで、初めて個人情報を円滑に取り扱うことが可能となると私たちは考えております。同じ情報について、保有する主体によって規律は異なるべきではないというのが、私たちの考え方でございます。

また、多くの企業がグローバルに事業や共同研究を行っておりますので、個人情報保護法制については、国内における一貫性のみならず、GDPRをはじめとする国際的な制度との調和が不可欠とも考えております。

次に、地方公共団体の制度に関する私たちの現状認識、それから、企業における事例等を御説明したいと思います。

これまで、この検討会では国の行政機関や独立行政法人等、それから、民間事業者等に対する規律の統一といった議論が行われてきたと認識しています。その一方で、地方公共団体においては、それぞれの個人情報保護条例の内容に差異が存在するとか、行政機関個人情報保護法等には存在しない規律が設けられている場合がございます。個人情報保護法では、区域の特性に応じた施策を策定・実施するということが地方公共団体の責務として記載されていますけれども、現状の不統一の規律の下では多様な主体の円滑な連携を実施することが困難でありまして、官官あるいは官民の円滑な情報流通といったものが阻害されていると認識をしております。

改めて申し上げるまでもないのですが、個人情報保護に関する三法と、地方公共団体ごとの条例がございますので、約2,000もの規律や解釈が存在するというところで、いわゆる「2000個問題」と呼ばれているところでございます。こうした問題を早急に解決すべく、地方公共団体における個人情報の取扱いについても法律で一元化したほうが良いと私たちは考えています。

次のページに行ってください。

こうした問題について、地方公共団体の皆様からは、個人情報保護制度について企業から相談されたことはない、現状で問題ないのではないかとのお声があるとは伺っているところでございます。しかし、地方公共団体の規律に差異が存在している場合、あるいは、それぞれの解釈に相違が見込まれる場合に、企業の担当部門は、各地方公共団体に対して一つ一つ確認をするとか相談するとか調整を試みるということになり、これは非常に大きな負担になると思います。

とりわけ、事業において、データ利活用に関する新たな試みを行おうとする場合、これは最近、トライしようと思っている企業さんは多いわけですが、得られる成果、見通しが不透明だと、やはりコストとか不確定要素とかを最小限にとどめる必要があります。そうすると、企業としては、地方公共団体に相談する前の段階で検討を中止するという判断に傾きがちになるかと思えます。

例えば、地方公共団体と連携をしてデータ活用事業を検討するといった場合に、市場規

模を見通すことは非常に重要になりますけれども、構想の段階で、複数の都道府県や市区町村の条例、その解釈の全てを確認するという事は、企業にとっては相当な負担になります。確認した結果として、事業を実施できないリスクもありますので、構想段階で地方公共団体との連携といったものを諦めざるを得ないということになるかと思えます。

すなわち、規律や解釈に差異があること自体が、個人データの利活用の大きな障壁となるのだと思います。こういったあたりをぜひ御認識いただいた上で、今後どうしたらいいかという議論を進めていければと思っています。

次のページです。

実際に、個人情報保護制度の差異が、企業による個人データ利活用の妨げとなっている事例を幾つか挙げてみたいと思います。

1つ目ですけれども、とある企業A社が、国立大学附属病院の電子カルテのデータと、とある甲市・乙市が保有する健診データをデータベースに統合するといったことを計画しているという事例でございます。

この場合、病院のデータについては、委託を受けたA社が、第三者提供に関する本人の同意を取得するといったことが可能ですけれども、甲市や乙市の条例では、地方公共団体が本人の同意を得た場合に、個人データの第三者提供が認められる旨の記載だけがあり、A社を通じた本人同意の取得が認められるかどうか明らかではありません。

両市の条例に対する解釈が異なれば、A社の対応というのは非常に煩雑となります。仮に両市の解釈が明らかになっても、同じ解釈上の疑義が存在する自治体条例はほかにも存在しておりますので、広域連携に際して該当する全部の自治体に解釈の確認を行うということになり、これは事実上不可能に近いと思うわけでございます。

2つ目の事例です。

個人情報の義務規定が適用除外となっている学術研究の件です。これについて、とある丙市、丁県の条例において、個人情報保護審査会が認めた場合のみ一部規定の適用を除外するということが規定されているとともに、その適用除外の対象範囲も異なっているというところでございます。そのため、全国各地の様々な大学と共同研究を行い、学術研究に関するデータベースを作成することを計画している企業では、個人情報保護法の義務規定が適用除外となる私立大学との共同研究は進みやすい一方、丙市や丁県の条例が適用される公立大学の間でデータを共同で取り扱うことは困難だということになります。

各大学の足並みがそろわないとなれば、私立大学との研究も進まず、結果としてデータベースの作成自体が不可能になります。

それから、3つ目の事例でございます。

これは、年収等の地域住民の特性に関する個人情報を活用した、出店やマーケティングに関するソリューションサービスの提供を検討しているC社の事例でございます。地方公共団体から非識別加工情報を取得して活用したいと思っても、条例が未整備の地方公共団体が多いために取得することができないということです。条例が制定されている数少ない

地域においても、非識別加工の程度が異なる、情報利用に関する提案募集の時期も異なるため、情報を効率的に活用するということができないこととなります。

C社の検討するソリューションサービスに対するニーズは非常に高く、地域への出店の増加、経済活性化につながるということで、恐らく地方公共団体にとってもメリットがあると私たちは考えるわけですが、現状ではそういったサービスを開始することはなかなか難しいというのが現状かと思えます。

こういった個別の事例の問題点を解消するということはもちろん大事なのですが、それにとどまるべきではないと考えます。私たちも、全ての事例を吸い上げることができているわけではございません。こういった事例というのはたくさんあるのだと想像します。

そういう中で、私たちとしては、最初のほうに申し上げたとおりなのですが、規律とか解釈とかそういったものに差異があること自体が問題だと思っておりますので、早急に制度の統一を図ることが重要ではないかと強く感じるところでございます。

最後に、この検討会の中間整理に記載の「論点」に対する意見を幾つか申し上げたいと思えます。

第1の点は、個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、それから、我が国全体の制度の整合性の確保等のために、どのような検討が必要かということについてでございます。

繰り返しになりますけれども、規律や解釈に差異が存在すること自体が、個人データの利活用に向けた大きな障壁になっているという現状に鑑みますと、まずは地方公共団体を含む官民が同一の規律の下に置かれることが重要だと考えます。

あわせて、地方公共団体を含む官民の個人情報保護法制については、個人情報保護委員会が一元的に所管するべきだと考えます。

それから、2つ目の論点です。各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するために、どのような制度が考えられるかということにつきましては、これも、原則として、国内の個人情報保護法制度が統一されていることが重要だということでございます。制度が統一されていれば、医療や災害対応に際して、広域的なデータ連携が可能になりますので、地方公共団体にとっても極めて有益なことになると思えます。

仮に、どうしても条例の「上乘せ、横出し」といったものが必要だということがあるとすれば、その必要性について、個別に、なぜそういうことが必要かということをお説明いただいで立証していただくということが必要ではないかと考える次第でございます。

雑駁ですが、私からの説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、新経済連盟の関事務局長より御発言を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

○関事務局長 新経済連盟の関でございます。

まず、この説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

新経済連盟としては、以前からこの点に関していろいろな場で意見を表明してきております。基本的には大綱に記載されている一元化というものに対しては賛成の立場でございます。一刻も早く検討を開始すべきだと考えております。

2000個問題が、個人情報の利活用と保護の両面の阻害要因となっているということが大変懸念しておりますので、ぜひ、その解決に向けて進めていただきたいとお思います。

以下のスライドにおきまして、資料1の主な論点に対してコメントをさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目。国と地方の役割分担についてですが、その整理につきまして、まず、データ流通基盤としての統一的な法体系を構築するということにつきましては、このデータ駆動型社会と言っていると思うのですが、そこを国においては「ナショナルミニマム」として整備すべきであり、それは国の役割であると考えております。

統一的な法体系を確保するということと地方自治を確保するということは相反するものではないと考えておりまして、これは3ポツにありますように、既にある国と地方の役割分担に関する立法事例もございます。こういったものを参考にしながら、自主性と自律性を確保していくということができないのではないかと考えております。

その一例といたしまして、地方税法におきまして、法定外目的税というのが都道府県、市町村に許されていますが、法定外目的税の新設等の際には、総務大臣に協議をして同意を得るということになっています。そのときに、法律上、総務大臣は一定の適当ではないと認める場合を除き同意しなければならないとされておりますので、こういった仕組みも一つ参考になるのではないかと考えております。

続きまして、次の、国際的に整合の取れた制度とするための規律についての考え方でございますが、国際的な調和が確保されない場合、どうなるかということ、海外からのデータを日本に移転させて活用するということには支障が生じるということです。現在、企業はその規模を問わずグローバルな活動を行っておりますので、データに関わるルールは国際調和というのは非常に重要になっています。その前提となっている国内ルールの調和というのは、本当に待ったなしの必要不可欠な仕組みであると考えます。したがって、個人情報保護委員会が一元的なルールという視点で、企画、立案、解釈、運用、こういったものをできるような仕組みにしていくべきだろうと考えております。

3つ目、分野ごとの規制の統一の在り方、特に医療分野とか学術分野とか、ここで言うところの重要な分野とそれ以外の分野について、統一の必要性ということをお考えた場合に、重要な分野かどうかというのは、必ずしもパラレルに対応しないのではないかと考えております。基本的には重要であるか否かにかかわらず統一を目指すべきだと考えております。データ駆動型社会を支える情報基盤整備の観点、あるいは日本発デジタルプラットフォーム振興の観点、こういった観点から、地方公共団体を含めた統一的な法体系の整備が必要不可欠であると考えます。

次に、条例を持たない事務組合があることや、要配慮個人情報の規律に差異が見られるといった、地方公共団体ごとに条例で規定されている内容が異なる点については、基本的には情報基盤となる統一的な法体系を構築する必要があると思います。要配慮個人情報の問題につきましては、規律の差異の理由というのがあると思いますので、それを精査した上で、条例による上乘せ、横出しをどこまで認めるか、あるいは認めないかという整理の問題だと考えております。そういった方向で検討されてはどうかと思います。

これは一つの事例ですけれども、新聞記事から持ってきています。LINEでのコロナの関連のサービスについて、右側にありますように、例えば自治体によっては、要配慮個人情報の規定がないといったところもありました。あるいは、審査会における審査のやり方も自治体毎に異なるということもございました。さらには、自治体毎に異なる第三者提供に関する条例というのがあったりということで、それぞれの自治体ごとに規約等を変えるという非常に煩瑣な状況だったと伺っております。

また、下のポツですけれども、アカウントが開設できなかった自治体についての話です。住民がアカウント開設できなかった場合には神奈川県のアカウントを開設して利用したということです。自治体ごとに状況がかなり違って、住民から見るとかなりの差が出たかという一例でございます。

次の論点でございます。

具体的な支障の話です。個人情報の保護と活用のバランスについてでございます。

オンライン結合制限規定の問題では、9割以上の自治体にそういった結合制限の規定が存在しております。今、経済社会はデジタル化とかクラウド・バイ・デフォルトとか、そういった方向にどんどん向かっているわけですけれども、結合制限はそういった動きとは逆行する規定だと考えております。

また、匿名加工情報の提供規定が未整備な自治体もございます。未整備ですので、民間企業によるそういった制度を活用したサービスが進まないという支障が生じています。

あるいは、広域連携等が一層拡大していくという中で、行政リソースの関係で団体間のデータ連携が非常に課題になっています。それも解決する必要があります。

これは総務省の資料でございます。

これも総務省の報告書からですけれども、教育現場でクラウド活用が阻まれている状況について、例えば、この右側の真ん中に、先ほどのオンライン結合制限の規定で個人情報保護審議会への付議が必要になって、説明等にかかるコストが膨大になっている、そういった事例が出ています。

それから、クラウド活用の課題という意味で言いますと、審議会への付議が必要になって、教育委員会、庁内調整に非常に大きなコストがかかる。結果としてクラウド不採用理由にもなるということで、これも総務省の資料からの抜粋になりますが、表れております。

あと、GIGAスクールの関係につきましては、教育新聞の記事ですけれども、ICT導入の阻

害要因ということで、ガイドラインをちゃんと示していくというのが必要になっているという事例があります。

これは、医療分野で2000個問題がどうなっているということをもとめていただいた方がおりますので、抜粋してお示ししております。

それから、MaaSにつきまして、2000個問題で非常に支障が生じています。MaaSの関係では、多様な主体が関わっています。交通事業者にも公営、民営があり、それぞれ対応する法令が違うということで、円滑なデータ連携などに支障が生じている状況でございます。

長くなりますので、以降の事例については省略いたします。

最後に、主な論点の②についてでございます。

4つほどポツがございますが、まず、統一的な法体系及び統一的な解釈運用を図っていくことを目指すべきだと考えております。法の規定を直接適用するか否かという点につきましては、直接適用する手法を取りながら、地域の自主性・自立性を確保する方法があるのではないかと思います。その方向で検討していくべきだと考えています。

それから、団体間でのデータ連携の課題ですけれども、事例ベースで、自治体の解釈運用の調和、これを指針であるとか助言であるとか、こういったものを活用して実施していくということも考えられると思います。これは同時並行で進められると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、上乘せ、横出しの可否につきましては、団体間でのデータ連携を阻害するか否か、これを一つのメルクマールとする考え方もあるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの2人の御発表につきまして、委員の皆様からの御質問、御意見を頂戴したいと思います。

それでは、委員の方はチャットで、お名前とともにどちらに質問があるということを明示していただきたいと思います。

では、佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 国立情報学研究所の佐藤一郎でございます。

両経済団体の方には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

それで、質問とコメントが1つずつあるのですけれども、いただいた話というのは、いわゆる地方公共団体の個人情報保護条例の違い、またはその執行における違いという観点で御意見をいただきましたが、新経済連盟のプレゼンの冒頭で、その相違というものが、利活用だけではなくて保護においても問題があるという御指摘いただき、口頭説明はなかったのですけれども、資料の後半のほうで児童虐待の情報に関して、相違によって問題が起きているという、いわゆる保護の観点で問題を御指摘いただきました。

一方で、経団連様のほうの資料の御説明を拝見する限り、条例による相違というのが主に情報の利活用に関して問題があるという御指摘をいただいている、保護に関するところ

というのはお話がなかったようなのですけれども、まず、確認として経団連への質問なのですけれども、経団連としては、この条例の相違や執行の相違というものは、利活用に関しては問題点があるけれども、保護に関しては問題点がないという認識でいいのか。もし、逆に問題点があるということであれば、具体的に事例を挙げていただければと思っております。

もう一つ、続けてのコメントなのですけれども、これは新経済連盟に対してですが、12ページのほうで教育クラウドの話がありましたが、これは条例の違いというよりは、1つの自治体に関して言うと、いわゆる個人情報保護審査会を通すのが手間がかかるという話なので、今回の条例の相違の話とは少し論点が違うように思います。それと、新経済連盟さんの資料の14ページの教育新聞の話も、これは単にガイドラインの未整備の問題であり、いささか話が違うのではないかというコメントでございます。

なので、基本的には経団連さんのほうにまず質問にお答えいただけると嬉しいかなと思っております。

○高橋座長 それでは、順番に議論していきましょう。

経団連様に御質問にお答えいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉村産業技術本部長 御質問、ありがとうございます。

限られた時間の中で、利活用を強調して申し上げたということではありますけれども、保護についても問題がないと言われると、それは課題があると思っています。基本的にデータというのは、保護と利活用は表裏一体で考えるべきだということが基本的な考え方ですので、同じように課題はあると思います。

○佐藤委員 なぜ、この質問をしているかと申し上げますと、この後、地方公共団体さんの御意見では利活用だけでなく、保護に関して具体的な事例があるかどうかというところを問われているからです。利活用と保護が一体というのは、それは法律の趣旨からいってそのとおりなので、利活用ではなくて、保護のほうで何か事例はございますでしょうか。

○吉村産業技術本部長 そういう意味で、私たちも、今、手元にあるものは、どうしてもやはり利活用の課題についての御意見が企業としては多いものですから、それに比べると手元にあると言われると、今、手元に具体的な事例、御紹介できるものがあるという感じではないです。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○高橋座長 よろしいでしょうか。

○関事務局長 新経済連盟の関です。今のところでちょっとだけコメントをよろしいでしょうか。

○高橋座長 では、どうぞ、よろしく申し上げます。

○関事務局長 12スライド目についてですけれども、これは確かに審議会の付議のお話ではございますけれども、もともと条例にオンライン結合制限とか、ほかの自治体と違うところ、統一されていないようなところがあるがゆえに、審議会への付議等が必要になると

ということもあるのではないかと考えまして、あえて資料のところに記載させていただきました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、石井委員、よろしく申し上げます。

○石井委員 私のほうからは2点ほど質問させていただければと思います。

1点目は、統一立法の在り方についてです。先日公表されました中間整理案の中で、統一後の法律のイメージが説明されているところなのですが、個人情報の適正な取扱いに関する官民共通の基本法としての現行の個人情報保護法をベースにすると。これに行政機関等の特性に応じた規律を設けるといような整理がなされているところであります。地方公共団体は公的機関のほうに入ると理解されますが、お困りの点と申しますか、問題意識を持たれているのは、地方公共団体ごとに違いがあるので、民間の法律に合わせた規律が望ましいのではないかと、そういったお考えでいらっしゃるのかということをお伺いしたいのが1点目です。

2点目は、佐藤先生の御質問と少しかぶってしまうのですが、主に問題となり得る事例としては、教育分野と学術研究分野におけるオンライン結合の規定が妨げになっているのではないかと、また、要配慮個人情報の規律、匿名加工情報の規律に違いがある、こうしたあたりに条例ごとの違いがあると。個別論点に落とすと、このあたりが特にお困りの点なのではないかと申すこと。

この2点についてお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○高橋座長 では、よろしくお願いいいたします。

まず、経団連のほうから、吉村様、申し上げます。

○吉村産業技術本部長 専門家の方から聞かれると、どこまで精緻にお答えできるかというのがあるのですが、基本的には民間のほうに寄せていただくのが基本ではないかという認識であります。

○高橋座長 あと、具体例としては、今、御指摘いただいたぐらいでしょうかという御質問があったと思うのですが、

○吉村産業技術本部長 我々なりに精査をさせていただいて、具体例として御紹介できるというのは、今日お出しした例でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

関様にも御質問をいただいていたか。

○関事務局長 新経済連盟の関です。御質問、ありがとうございます。

民間の立場から視点から言わせていただければ、民間の規律に対して、地方公共団体も合わせるという方向が一番望ましいように思います。公的機関なので、民間と全く同じにできるかどうかはまた別の話だと思っております。

それから、事例につきましては、結構たくさん紹介させていただいたのですが、全部カ

バーできてはいない可能性もありますので、今後も何か整理できましたら共有なりをさせていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

○石井委員 ありがとうございます。

○高橋座長 それでは、大谷委員、よろしくお願いします。

○大谷委員 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。

経済団体から御意見、それから、事例などの御紹介をいただきまして、論点がより明確になってきたかと思えます。そこで、ちょっと確認させていただきたい、質問させていただきたい点なのですが、御説明いただいた事例というのは、例えば、経団連様の8ページなどで御紹介いただいたのは、自治体の解釈に相違がある場合という御説明ではあるのですが、実際に異なる法人との契約を進めていく中で、規律を統一化しただけで恐らく解決できるのではなく、個別に交渉しなければいけないという、その部分が大きな手間をかけている部分ではないかなと思えますので、規律の統一化そのものが解決に資するのかといったところについて、若干の疑問があるかなと思っております。その点を教えていただければと思います。

また、新経連様でも、LINEなどの事例を御紹介いただいております、これも非常に御苦労があった事例として理解しているところなのですが、やはり、もし、これが規律が統一化されていたとしても、個別の自治体との交渉をしなければ、契約締結にはなかなか至らないものですから、その手間の部分が、どの程度規律が一つになることで解消できるのかといったところについてのイメージが湧かないので、その部分を補足していただければありがたいと思っております。

質問は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、吉村さんのほうから、まず、お答えを頂戴したいと思います。

○吉村産業技術本部長 ありがとうございます。

規律だけかというお話だと理解しましたがけれども、規律が統一されているのは前提というか基本だと思っていて、個人情報保護委員会が全てを見て統一的な見解を出してもらうのが一番いいと思っています。

個別交渉は、確かに現実のビジネスでは、その後いろいろあるのだと思います。ただ、今日の話では、その前提としての規律の統一ということがまずは大事ということを強調させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○高橋座長 それでは、関様、お願いします。

○関事務局長 御質問、ありがとうございます。

LINEのケースについての御質問につきましては、各自治体間で条例が統一されれば何もしなくていいということになるわけではなくて、やはり個別の自治体とお話をしていくことは当然残るとは思うのですけれども、ただ、ルールあるいはシステムの面が統一

されることで、事業者から見れば、かなりサービス提供の負荷が低減されますし、あるいはユーザーである住民から見ても分かりやすいという形になるのではないかと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、森委員、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

私は、質問というよりは御意見の補足、応援したいと思うのですが、この個人情報保護の文脈で、経済団体の方の意見を応援するという事は、私の場合はまずないことなのですが、先ほど、ルール統合だけなのかというようなお話もありましたが、経団連のスライドの8ページを御覧いただきたいと思います。

これは、例えば、いろいろな実証実験とかをやるときに本当に困っている話なのですが、ここで書かれていることは、ちょっと細かいところは分かりませんが、恐らくは病院と甲市、乙市のデータをA社に多分提供をして、A社でデータベース化するときに、民間の会社が本人に同意を取りますよということなのですが、第三者提供の文脈で、本人の同意を取れば、いわゆる目的外提供でも認められるという規定が多くの条例にあると思うのです。そのときに、その同意というのは、基本的には当然自治体が取ると考えられているわけなのですが、ここでの問題は、提供先で同意を取っていいかという話なのです。第三者提供の同意というのは、もちろん行政機関法で目的外提供は出てきますし、一般の個人情報保護法では、むしろその目的内外とか言わず、第三者提供には同意が必要なのが原則だということになってはいますが、この同意を提供元が取らなければいけない、これは原則ですが、提供先で取っていいのかとか、第三者が取っていいのかとか、そういう解釈上の問題があります。この解釈上の問題については、行政機関法も個人情報保護法も、完全にクリアに議論によって解決されているわけです。それが自治体でどうかというと、これは自治体にお尋ねしても、いや、そんなこと考えたことないから分かりませんと言われるのです。

それだったらまだいいのかもしれませんが、あるいは確定的な回答が返ってきたりするわけです。そういうときには審査会にかけることになってはいます。でも、そうなってしまうと本当に困ってしまって、ルール統合による最大のメリットは、私はグレーゾーンの解消であると考えております。行政機関法にも個人情報保護法にもグレーゾーンはたくさんあります。しかし、多くのグレーゾーンはまだ残っていますけれども、それ以上に、そのグレーゾーンをこれまで解決してきた経緯があるわけです。これが、もしルールが統合されれば、全て使うことができますが、統合されないと、本当にこのスライドのように、何をどうしていいか分からない。一から考えなくてはいけなかったりとか、あるいは考えることもできなかったりとか、審査会の結果待ちだったりとかするところがあります。

以上です。

○高橋座長 御意見と承りました。

○森委員 結構です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では、生貝委員、よろしくお願いします。

○生貝委員 ありがとうございます。

関様に少し御質問なのですが、非常に貴重な事例を含めた御紹介をありがとうございました。

それで、この問題というのは、日本全国どこにいても、この住民の方々というのが、教育にせよ、あるいは医療にせよ、最先端のデジタルの、しかも安心してサービスを受けられる環境をどのようにつくっていくかということを考える上でも非常に重要なのだと思っております。

それで、特に関様のスライドの中ですと、9ページで、特にGIGAスクール、医療、スマートシティ等々挙げて、それが個人情報保護条例の不統一が障害になっているということをお話いただきましたけれども、実際にこの障害になっているというのは、既にあるいはこれから、そういったような特定のサービスというのが、こういったようなものが障害になって提供できないということまで起こるのか、起こり得るのか。あるいは、それなりにコストをかければ何とかして越えていけるような課題であるのか、そのあたり、もし障壁のレベル感といったようなところに関して、もし何か追加で御意見があれば頂戴できればありがたく存じます。

○高橋座長 それでは、関様、お願いします。

○関事務局長 新経済連盟の関です。御質問、ありがとうございます。

9ページに書いてある、ex1からex4につきましては、既にサービスが提供されているケースと、まだこれからのものがございます。障害については、起こっているケースもあるかも知れませんが、基本的には今後起こる可能性が高いケースを説明させていただいたとご理解いただければと思います。

いずれにしても、規律あるいはルールを統一することで、先ほどのMaaSの資料のポンチ絵とかが分かりやすいと思うのですが、医療でもそうですし、GIGAスクールでもそうですけれども、いろいろな関係者がいます。地方自治体であったり、民間企業であったり、別の主体であったり、そういった違うルールでやっている主体が相互に連携しようとする、やはりハードルが結構ありますので、そこはルールを合わせてあげることによって、こういったサービス提供がどんどん進んでいく、ひいては住民がデジタルの享受を受けるといったことがどんどん進んでいくということになるのだと思います。

これは、法的なルールだけではなくて、今日はあまり説明しなかったのですが、システムのほうの統一化あるいは調和も非常に重要でありまして、これも画一的なものを各自治体で使うということでは必ずしもなくて、やり方によっては自主性と自立性、あるいは統一性というのを両立できるようなやり方が技術的には可能ですので、そういった方向も目指していただければと思います。

以上でございます。

○生貝委員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

予定の時間となりましたが、私からも。

支障を出していただきまして。大分理解できました。ただ、関様からもまだ追加の事例を集めていただけるというご発言もありました。事例だけで全てが決まるわけではないですが、大変申し訳ない次第ながら、経団連の吉村様にお願いしておきたいのです。やはり事例を積み重ねることでお互いの理解、地方公共団体の理解が進むということもありますので、引き続き、支障事例の収集、整理に努めていただきたいと思います。

もう一点、諸外国でこんなことができていて、日本ではできていないのだという、そこら辺もぜひ何かあれば今後御提示いただければありがたいと思います。

その辺をお願いできますでしょうか。吉村様、関様、いかがでしょうか。

○関事務局長 承知しました。

○吉村産業技術本部長 経団連です。

努力はいたしますが、先ほど申し上げたとおり、事例を一個一個潰すこと自体は目的ではないので、そういったものをサンプルにしながら、在り方を考えていただきたいと思いますというのがこちらの認識です。

○高橋座長 そういう趣旨です。

理念も重要ですが、個々の支障の積み重ねも重要でございますので。一個一個潰すという趣旨ではございません。

どうもありがとうございます。

○吉村産業技術本部長 ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございました。

次に、地方三団体の皆様から御意見を頂戴したいと思います。本日は、全国知事会情報化推進プロジェクトチームリーダーであります村岡嗣政山口県知事、それから、全国市長会の行政委員会委員長であります辻宏康氏、全国町村会の行政委員会委員長であります坂口博文徳島県那賀町長のお三方に、大変お忙しいところオンラインにて御出席をいただいております。皆様からも、先ほど事務局から御説明があった検討の主な論点について、御意見、コメントを頂戴したいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いたします。まず、最初に、全国知事会の情報化推進プロジェクトチームリーダーであります村岡知事より御発言を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○村岡知事 全国知事会で、情報化推進プロジェクトチームリーダーを務めております、山口県知事の村岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、個人情報保護制度の見直しに関する検討会、高橋座長さんをはじめ委員の皆様方にお話をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。早速説明を始

めさせていただきたいと思います。

先般、検討会から示されました個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案につきまして、今日は地方公共団体の個人情報保護制度の今後の検討の進め方のうちの、主な論点を中心に説明を求められていますので、まず1点は、この整理案に対する各都道府県の意見集約結果、そして、2点目として、地方公共団体の個人情報保護制度に係る今後の検討の進め方に対する意見・要請、その2点につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、主な論点についての意見の総括です。

この問題の背景となります地方公共団体のルールや運用が不統一であることにおける具体的な支障、それを解決するために必要な具体的な規律とか運用の在り方等について、まず国のほうからお示しをしていただいで論点整理が行われるほうがスムーズかなと思っておりますけれども、中間整理案におきましては大きな論点のみが示されておりますので、各県の意見集約結果もこれからお示しますが、一般論的なものになっていることをあらかじめ申し上げておきたいと思います。

総括的には大きく3つあるのですが、1つは、国と地方の役割分担として、国がルール等の統一化を図る場合でも、全国一律とする項目を明確化して、それ以外は地方の自主性を尊重すべきであるということ。

2点目は、地方公共団体の条例の制定の経緯とか、地方自治の観点等から、内容に差異が見られてもやむを得ないのではないかとということ。

3点目、したがって、個人情報の活用の観点等から法の直接適用が望ましいとの意見も多いですけれども、仮に法の直接適用を受けても、条例による規律を認めるべき、そういった意見であります。

次からは、主な論点に示されております各論についての意見集約結果です。なお、各項目に対する都道府県からの意見につきましては、別に参考資料としてお配りをしておりますので申し添えます。

まず、国の役割と地方自治との関係につきましては、国に主導的に取り組んでほしいとの意見もありますが、多くは国が個人情報の活用等に関してルールの統一化を図る場合でも、全国一律とする事項を明確にして、それ以外は地方公共団体の創意工夫に委ねるなどの自主性を尊重すべきといった認識です。

そして、国際的に整合の取れた制度とするための規律の在り方につきましては、ここは、こうした分野について知見を持っている団体が少なく、国家的な視点から、国が対応すべきであるということ。

次に、分野ごとの規制の統一の在り方につきましては、データ利活用の有用性の度合いが異なることなどから、特定分野ごとの検討は適当との認識ですけれども、真に必要と認められる分野への限定や個別法で対応すべきとの意見もございました。

次に、地方公共団体ごとに条例で規律される内容が異なることへの認識につきましては、地方公共団体による条例の制定経緯、地方自治の趣旨から、非識別加工情報や災害対応な

どの特定分野での統一を容認する場合でも、条例ごとの規律の差はやむを得ないとの意見が多数となっています。

個人情報の保護と活用のバランスの確保の在り方につきましては、保護を優先して考えるべき、統一的な対応が必要、各団体が判断すべきで現状支障なしとの意見が拮抗している状況です。

地方公共団体ごとの個人情報保護制度の統一手法につきましては、個人情報の活用の観点等から法の直接適用が望ましいという意見が多い一方で、次の、条例で規律する範囲につきましては、地方公共団体による条例の整備・運用の経緯や地方の実情から、条例による規律を認めるべきとの意見が多数となっています。

最後に、規律の種類による統一の要請の程度の差については、地方公共団体による条例の経緯や地方の実情の違い等から、統一の要請の程度は異なるとの認識が多い一方で、個人情報の活用の観点からは統一の要請が強いとの意見もございました。

なお、今回は、基本的な考え方に対する意見は求められていませんが、主な論点の前提となるものであるため、意見集約結果のみをお示ししています。

3点あります。

まず、多くの団体がデータの利活用についてのルール等の統一化については理解を示しています。一方で、医療、学術分野などの分野に絞った検討や、地方の実情に即した検討を求める意見もあります。こうしたことから、拙速に検討を進めることには否定的な団体も一定数あって、総じて条例の制定や運用の経緯等を念頭に慎重な検討を求めているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、地方公共団体の個人情報保護制度に係る今後の進め方に対する意見・要請です。

中間整理案では、国及び民間の個人情報保護制度に関する検討と歩調を合わせ、年内を目途にその結果をタスクフォースに報告するとありますが、都道府県からの主な意見といたしましては、まずは、国が具体的な内容等を示した上で、地方の意見を十分に聞きながら議論してほしい。そして、地方の個人情報保護制度の抜本的な内容変更を含むのであれば、半年の議論では不十分ではないか。地方が当事者として見直しへの参画や、結果の取りまとめに際し、地方公共団体への再度の意見照会をお願いするなどでございます。

意見の詳細はお示ししているとおりでありますが、いずれにいたしましても、地方公共団体における個人情報の取扱いのルール、運用の統一、また、国際的な制度調和等について、国から具体的な必要性やその理由、方針等が何ら示されないまま検討会での議論が進むことについて、多くの団体が懸念を示しておりまして、今後の検討においても、地方の意見を十分聞いた上で慎重に議論が行われるように求めているところです。

こうしたことから、個人情報の利活用に対します社会的要請や、国益確保の観点から、全国一律のルール、運用の統一化の推進には一定の理解を示すものの、地方公共団体の個人情報保護制度のこれまでの経緯等を十分に考慮いただきまして、まず1つは、国による

統一的な規律や運用が必要である事項について、まずは具体的な根拠や制度運用等の在り方について、見解をお示しいただいた上で、例えば、個人情報の保護と活用を仕分けて、まずは活用に関する事項について、全国で統一的な規律、運用の仕組み等を検討するなど、こうした事項のみを先行して議論、検討を進めるということ。

2点目、その上で、地方公共団体における個人情報保護条例の差異の解消、国や地方との制度と調整、統一化を図る必要があるれば、我が国の個人情報保護法制が先駆的な地方公共団体によって国に先んじて条例制定し、制度化してきた経緯や、地方公共団体ごとに実務の蓄積があることなどに御配慮いただき、年内にこだわることなく、地方と十分に意見交換しながら議論を行うこと。

この2点を御考慮いただきまして、検討会において、今後の検討を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今後検討会においても、国と民間の個人情報保護制度の集約、一元化との関係の中で、国と地方との役割分担も含めて地方公共団体の制度に対する規律の在り方等について、年内に2回程度の議論が行われると伺っておりますけれども、繰り返しになりますが、全国知事会といたしましては、各都道府県の不安解消のためにも、まずは国において地方に求める具体的な内容等について丁寧に御説明いただき、その上で、地方との意見交換を十分に図りながら検討を進めていただきたいと思いますので、以上をお願いいたしまして御説明を終わります。どうぞよろしく願いします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国市長会の行政委員会委員長である辻市長より御発言を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○辻市長 平素より都市自治体の行政運営に御協力を賜り、お礼申し上げます。全国市長会行政委員会委員長の和泉市長の辻でございます。本日はよろしく願いします。

本日は、個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案の地方公共団体の個人情報保護制度との関係について、全国市長会として意見を申し上げます。

今般のヒアリングに際し、全国市長会の委員市区長146市に意見を伺いましたところ、自治体ごとに、これまでの運用、抱える問題等を踏まえ、様々な意見がございまして、すぐに統一した意見に集約というのは難しいのではないかとというのが率直な感想でございます。

資料につきましては、お手元の資料5を御参照いただきたいと思います。

最初に、全国市長会としての意見を記載し、その後に、意見の前提となった各都市自治体の意見を参考という形で、主な論点1、2ごとに分けて記載しております。

まず、都市自治体から寄せられた意見から御説明させていただき、それを踏まえた全国市長会の意見を説明させていただきます。

資料の2ページ、主な論点に対する意見のうち、論点1について説明いたします。

基本的に個人情報保護制度に関し議論すること自体は、各都市自治体として否定しておりません。1つ目の○にあるように、地方自治体、地方公共団体ごとに異なる個人情報の

取扱いが、個人情報開示制度を利用する側から不便とされているなら、国と地方、法令と条例の整合性を図ることも検討の一つではないかといった意見がありました。

また、例えば、2000個問題が、新型コロナウイルス感染症や豪雨等の公衆衛生、災害への迅速な対応の足かせになることや、新型コロナウイルスの薬の研究の分野など、成果の正確性が重視される医療分野において弊害となり得るといった懸念に対しましては、具体的な支障事例を踏まえ、必要な議論を行うべきとする意見などもございました。しかしながら、基準を統一化する場合の範囲や手法の考え方につきましては、各都市の意見は様々でございまして、検討を進めるには、個別具体的に整理することが前提となるのではないかの見解でございます。

例えば、意見としましては、下から3つ目の○です。これまで、条例により制度を運用してきたので、統一的基準による条例対応が望ましいとする意見や、下から2つ目の○で、分野ごとに様々な取扱いがあり、中央集権的統一規律か地方分権的独自規律かは択一のものではなく、事務の内容、特性に応じて、統一の必要性について精査し、必要性が低い場合においては、地方分権、地方自治の観点に配慮した緩やかな統一を図ることが望ましいという意見。

また、一番下の○です。利活用の促進という点においては、取扱いの統一を図ることが望ましいとする意見がございました。さらに、個人情報の取扱いの統一について、する、しないだけではなく、これに付随して、3ページ一番上と2つ目の○で、公文書の管理、保存のルールや情報公開法における情報公開の統一的取扱いも併せて検討する必要があるのではないかと。

上から3つ目の○です。各自治体の条例等の在り方から、個人情報の定義、マイナンバー法の関連性等も含め、統一の程度によっては多大な影響が想定されるのではないかとといった周辺制度への影響を懸念する意見もございました。

また、上から4つ目の○です。個人情報の利活用については、特に、非識別加工情報について、提案の審査基準や情報の加工水準など、各地方公共団体における取扱いが大きく異なることから、全国的な統一的基準、ルールの整備を検討する場合には、その範囲において十分な議論が必要であるとする意見がございました。

さらに、非識別加工情報に関しては、制度そのものへの意見はございませんが、専門人材の育成や地方への人材還流、国による技術的支援を求めるといった意見がございました。これについては、理由として、非識別加工情報の作成、提供などの作業に関して、具体的な加工基準を設定することが難しいことや、また、本当に識別されないかという安全管理に対する不安を掲げる意見、さらに非識別加工情報の審査に関しては、専門知識を持つ人材の不足などを挙げる自治体があり、検討に当たっては、このような背景についても配慮をお願いするものでございます。

また、下から3つ目の○です。オンライン結合制限規定につきましては、多くの地方公共団体の条例も規定が存在しますが、デジタル化の進展を踏まえ、今後は公共の福祉増進

のために自由度を高めていくべきではないかとする一方で、国民の不安も踏まえるべきとする慎重な意見もございました。

次に、論点②について説明いたします。

1つ目の○です。制度の在り方に対しては、情報連携や利活用について取扱いに違いがあることから、仮に全ての地方公共団体の条例を廃止し、地方公共団体個人情報保護法のようなものを制定しても、現実的にはその解釈、運用を地方公共団体に委ねなければならず、団体ごとの差は解消されません。よって、各地方公共団体の個人情報保護条例については現状のままとし、個人情報の利活用についてのみ法律を新設すべきであるという意見がございました。

その一方で、個人情報保護の分野では、地域ごとの多様性に配慮する要請はないので、法律による統一したルールでの運用が望ましいとする逆の意見もございました。

また、4ページの上から2つ目の○です。現在、個人情報保護条例が各自治体で制定されていること等、地方自治の本旨を踏まえ、統一的な基準を定める場合でも、その分野について精査し、地方公共団体の条例による上乘せ・横出しの裁量を可能な限り確保できるように議論すべきといった意見がございました。

以上、説明しましたように、個人情報保護制度については、これまでの制度制定の経緯から、法制化して運用を統一することに対しては、各都市自治体の運用実態等もあり、様々な考えがございました。地方公共団体の個人情報保護制度の議論につきましては、昨年末から4回ほど懇談会という形で、地方公共団体の実務者レベルを集めて意見交換を行ったと承知しております。ただ、個別具体的に踏み込んだ議論にまでは至っていないと聞いており、その意味では本日のヒアリングが具体的な検討のスタートと言えるのではないかと思っております。

これらを踏まえ、このヒアリングにおける全国市長会の意見としましては、資料の1ページ目にお戻りいただき、1つ目の○にあるとおり、まず、各自治体ではこれまで条例に基づいた独自の実績が積み上がっていること、データ利活用に関し、国、民間サイドと温度差があること、これらを理由として自治体でも様々な意見があることを踏まえ、地方の意見をよく聞いていただき、混乱が生じないように慎重に検討を進めていただきたく思います。

また、2つ目の○にあるように、何が支障として生じているのか具体的事例を基に検討することや、3つ目の○にある、国民の理解を得ることが重要で、分かりやすく丁寧に、かつオープンに議論すること。

最後に、仮に制度改正が行われる場合、自治体の意見を十分聞く機会を設けていただき、準備期間を十分に確保すること、これらを意見として述べさせていただきます。

この検討会は、今年末までに結論を出すというスケジュールと聞いておりますが、今、述べた意見を十分に踏まえていただき、くれぐれも拙速に結論を出すことがないよう強くお願いさせていただきます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国町村会の行政委員会委員長であらせられます坂口町長から御発言を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○坂口町長 徳島県那賀町長・全国町村会行政委員長の坂口でございます。こうした機会にお招きいただき、感謝申し上げます。

この検討会につきましては、国の行政機関や民間部門における個人情報保護に関する規律を一元化することを念頭に議論を進める場として認識をいたしております。このことと関連し、地方公共団体におきましては、条例による個人情報保護の運用を行っているところであり、その点を課題と認識され、今般この場に地方公共団体の代表者が招集されたものと認識をいたしております。

本検討会の参加に先立ち、都道府県町村会の会長を務めております47の町村長の皆さんに対し、検討会の中間整理について意見照会を行いましたので、その結果を申し上げます。

初めに、情報化社会の進展に伴い、官民が保有する個人情報の円滑な利活用という要請について、実際に町村の現場でそのような声が聞こえてきているのかということを検証するため、「地方公共団体ごとに個人情報保護のルールが不統一にあることによって事務に支障が生じているか」について伺いました。

これにつきましては、ほとんどの町村におきまして、地方公共団体ごとに個人情報の保護に関するルールが不統一であることで事務に支障が生じてはいないということでありました。ただ、支障が生じていると答えた町村が数団体ございましたが、その内容は、「法令が改正されるたびに条例の適用について検討を行う必要があり、またその改正についても労力を要する」、「自衛官募集事務に関する募集対象者情報の提供について、各市町で対応が異なっており、対外的な説明に苦慮している」ということなどといったものであります。

次に、企業からのニーズについてであります。

「町村が保有をしている個人情報について、企業等から利活用の要請はあるか」と伺いました。同様に、数団体を除き、大多数の町村において企業からの個人情報の利活用の要請がないという回答でありました。これも参考までに要請があった町村の例を申し上げますと、学校の健診データや観光、医療、福祉分野等で、年数回程度の利活用の申請があったとのことです。

したがって、中間整理で示されている「地方公共団体の条例を含む当該分野の個人情報保護に関するルールが不統一であることが円滑な共同作業の妨げとなっている」ということや、「情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、地域や官民の枠を超えたデータ利活用が活発化」といった点は、少なくとも現場の町村としては、地方公共団体を含む規律を一元化するに足る理由にはならないことを申し上げます。

続いて、仮に、国や民間部門と合わせて、地方公共団体もそれぞれが設けてきた個人情

報保護に関する規律を統一的に運用していくことになった場合には、どのような方法が望ましいかということについてであります。

これにつきましては、「法律の規定を直接適用すべき」、「法律の枠組みの中で条例を定めるべき」、「国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図るべき」と意見が分かれたところでございます。

どのような規律の在り方が望ましいかということにつきましては、依然、判断材料に乏しいため、この検討会において現状と課題を整理し、方向性を詰めた上で、改めて地方自治体の意見を聞いていただく等、初めに結論ありきではなく、丁寧な対応をしていただくことが必要と考えております。

最後に、全般的な意見を申し上げます。

先ほどもデータの利活用について、町村に対する民間企業の需要はほとんどないと申し上げましたが、そのような中で、小規模町村まで全国一律にデータ利活用の体制を整える必要があるのか、甚だ疑問に思っています。町村は限られた人員で多くの業務を抱え、個人情報保護も含め専任の職員がいないことが一般的であります。町村にとっては、住民に直接対峙する行政サービスを第一に考えますが、地域には直接関係のない、あるいは極めて少ない業務に人的リソースを割くことは難しいところがあります。

もし、仮に、全国的な網羅性の観点から、国や経済界の要請で、データ利活用の体制整備が必要とされるということならば、このような体制を支える費用や人的負担については、個々の町村ではなく、国として責任をもってデータ利活用に係る社会基盤整備の位置付けの中で検討がされるべきものと考えております。

関連して、小規模町村は、その運用体制から、個人情報保護に係る条例の運用に苦慮している点が強調され、そうした観点からも一元化すべきといった議論も散見されますが、そもそも、小規模団体で運用体制が小さいのは、情報公開等の利用件数が少なく、相対的な優先順位が低いからであります。仮に需要が高まれば、対応する運用体制の増強が必要になってまいります。当然その際は、かかる行政需要に対して適切な人的・財政的措置を講じていただくべきものと考えております。

以上、縷々申し上げましたが、個人情報保護については、現状では支障が生じていたり、企業から要請が来ていたりする町村はごく少数であり、性急に地方公共団体の個人情報保護に関するルールを一元化する必要は感じておりません。

地域の実情に応じた条例を、法令に反しない範囲で定め運用してきたというこれまでの経緯も踏まえ、将来的に整合的な制度の確立に当たっては、現場の事情や負担に十分留意をして、丁寧な議論をしていただきたく思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの皆様のお意見と発言につきまして、委員の皆様より御意見、御質問を伺いたいと思います。御質問、御意見がある委員の方は、チャットでお名前とともに

お知らせをいただければありがたいと思います。

では、大谷委員、よろしく申し上げます。

○大谷委員 たびたびコメントの機会をいただきまして、ありがとうございます。

このたびは地方自治体の代表の方に率直な御意見をいただくことができまして、台風10号への対応など、大変な時期に御礼の言葉もございません。

ここで各代表の方から御提示いただきましたように、これまで少し抽象的に規律の統一化というような切り口でお話を進めてきたのですけれども、恐らく、どんな規律を統一化することによって、どのような効果が発生し、どのような負担が生じるのか、あるいはどの点が効率化するのかといったことについての十分なイメージをお示しできないまま議論をしていただいたり意見の集約をしていただいたということで、御面倒をかけてしまった面があるのではないかと考えております。

たたき台というのが適当かどうか分かりませんが、統一化された規律、特に上乘せ・横出しの代表的なものについての運用イメージを示した上で、これまで長年の実務の蓄積による地方自治体ならではの課題についての意見をまた聞かせていただくというやり方で今後進めていくことが恐らく必要なのではないかなと思って受け止めさせていただきました。

また、都道府県とか市や町村などでも、規模によってあるいは地域の特性によって若干の相違点があると思いますので、具体的なイメージを我々のほうで複数案をまとめるか、御提案するということが恐らく今後も必要かなと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

御質問はありましたか。御意見を頂戴したということですね。貴重な御意見をありがとうございました。

では、石井先生、申し上げます。

○石井委員 石井です。2回目、ありがとうございます。

私のほうから3点ほどお伺いしたいことがあります。

まず1点目は、個人情報保護条例がどの程度機能しているのかということについての質問です。個人情報保護条例には、事務登録簿の制度、オンライン結合等の規定が設けられており、その他、外部への委託等について条例に定める事項を個人情報保護審議会が審議をするといったような規定があるかと思います。審議会が様々な事項について審議をしていくというような規律について、その実体的な効果、個人情報保護法制度への役割をどの程度果たすことができているのかと。手続を経ることに終始してしまっているような実態があるのかどうか。逆に、例えば、オンライン結合等について物言いがつくケースが生じて、実質的な議論に発展するケースが審議会の行われた回数の中でどの程度あったのか。そうした点を踏まえて、現状の個人情報保護条例の役割、どの程度機能しているのかということについて、どのように受け止めておられるかをお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、国の政策として行政手続のオンライン化が、強いメッセージとして出ていますと認識しておりますけれども、システムや業務プロセスの標準化や共同化を行うときに、自治体間の制度やシステムの違いというのが必ずネックになってしまうと。個人情報保護条例において、いまだにオンライン結合制限規定があるというのは、一つの見方としては時代にそぐわなくなっているという見方ができるようなも思いますけれども、こうした国の行政手続オンライン化への施策の方向性と、地方公共団体、自治体の皆様のほうで感じておられる温度差、そういったものについて、どのように受け止めておられるかをお伺いしたいと思います。

3点目は、大谷先生からも御指摘があったことと関係しますけれども、仮に法の統一化を図るとしたときに、もう少し材料が要るのではないかと感じております。例えば、民間とのデータ連携、ほかの自治体とのデータ連携において支障が生じた具体的なケースとしてどういうものがあるか、また、現状の個人情報保護制度において、統一すると、より活用がスムーズに進むのではないと思われる具体的な規定として、どういうものがあり得るのかということです。逆に、地方の実情を踏まえた条例の自由度を残しておくべきケースとしてどういうものがあるのか、もう少し材料が出たほうがよいように思いましたので、今、お答えいただける範囲で結構ですけれども、教えていただければと思います。

以上です。

○高橋座長 ただ、条例の運用についてはお答えはなかなか難しいと思います。

○石井委員 大丈夫です。お答えいただける範囲で。

○高橋座長 では、お答えできる範囲で結構でございますので、恐れ入りますが村岡知事のほうから意見を頂戴したいと思います。

○村岡知事 まず、1点目の、どの程度機能しているかということですがけれども、我々、実務的に言いますと、個人情報に関する仕事は、本人情報の開示の請求だったり、訂正や利用停止といった、個人情報の保護に関するものがほとんどであります。企業等からの相談というのはほとんどないという状況があります。

そして、審査会等ですけれども、それは各自治体によって状況が違うと思いますけれども、いずれにしても個人情報をどう扱うかについて、行政だけで決めるということではなくて、一定の専門性とか客観性とかを保ちながら判断をしていくということは、公平、中立、公正を保つ上で重要ですので、そうした上では大いに機能しているのではないかと思っております。

それから、オンライン化の流れということで、おっしゃるとおり、我々の自治体のシステムも中でどんどん改善をし、また、オンライン化も進めております。その流れ自体は各自治体もどんどん進めていると思いますけれども、それと、それを使った個人情報のやり取りというところは必ずしもイコールではなくて、オンライン結合につきましては、有用な部分はもちろん多くあると思いますけれども、一方で危険もはらんでおりますので、一定の保護は必要ではないかというところは、各自治体、そのように考えているところが多

くあろうと思います。

一方で、その部分がネックになっているところがあるのであれば、そこは個別によくお話を聞きながら、どういったことがルールとしてつくれるのかということは考えていく必要もあるのではないかと、そうした意見も持っているところでございます。

3点目の統一化によるメリットがある具体的な事例については、そこは、むしろ我々のほうが、民間のほうで、どういったところが、ぜひ使いたいというところを示してもらったほうが議論がしやすいのかなと思っております。

今日、幾つか事例がありましたけれども、医療の関係とか、そういったところがあるのかなと想像しておりますけれども、我々はルールを新しく何かつくるにしても、今までのものを変えなければいけないとすると、その必要性というのは、国全体でこうしたことにぜひ使いたいからということがあると、そのルールを変える説明も、また、それを通すこともしやすくなりますので、ぜひ、そここのところは、むしろ我々のほうが知りたいなというところでございます。

○高橋座長 大変申し訳ないのですが、時間の関係もありまして。

○石井委員 大丈夫です。

○高橋座長 知事の御発言でご回答とさせていただきたいと思えます。

それでは、次に長田委員、お願いします。

○長田委員 長田です。よろしくをお願いします。

それぞれ知事会、市、町村と、いろいろお立場の違いで御意見が違ったところがありますけれども、まず1つ、データの利活用の部分において、その部分だけ統一した運用というのもあり得るのではないかという御発言が、知事の皆さんの中にはあったと伺っています。そういうときに非常に問題になるのは、個人情報の定義がきちんと統一されているのかということだと思っております。公民の統一のところでも、そこは随分議論があったところだと思えますけれども、非識別加工情報、匿名加工情報を利用していくにしても、まず、それらの情報が非個人情報であるということをきちんと確認するということは、つまりは個人情報の該当性の解釈が統一されているのかということになっていくわけですので、そういう個人情報の定義とか概念とか、該当性、解釈の統一というものについて、それぞれの団体で今後どういうしていこうと考えてらっしゃるのか、お分かりになるところで教えていただければいいなと思っております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、これは村岡知事からまず御回答をいただければと思えます。

○村岡知事 個人情報の分野は、自治体のほうが先行して様々なルールをつくってきたところがありますので、そこは、これまでの蓄積で自治体によって、恐らく差はあるのだろうと思えます。その中でも運用が、それをベース、まずそれを出発点にして様々なルールや運用ができてきておりますので、そこを変えるというのはかなり大きな影響が生じるだ

ろうとは思っております。そこが現時点でどのくらい自治体間で差があるのかというところの把握はできておりませんが、きっとそこは同じ規定であっても、各自治体によって運用はまちまちな部分は、少なからずあるだろうと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

辻市長、いかがでしょうか。

○辻市長 和泉市長の辻でございます。

確かに自治体によっていろいろと解釈が違っております。例えば、死者に関する情報なども個人情報に含めるのかどうかということも自治体によっての解釈が違うのです。そういう点で、細かく見ていくと、相当多岐にわたって、もし統一するのであれば議論が必要であると感じております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございました。

では、坂口町長、お願いいたします。

○坂口町長 個人情報の定義等について自治体ごとに違いがあると仄聞しておりますが、それがどの程度の差異であるかについては、地方側として十分な資料がないというのが現状でございます。

この検討会におきまして議論に必要な資料をお示しいただいた上で、改めて小規模町村を含めた意見を聞いていただく機会を設けていただければと思っております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に森委員、お願いします。

○森委員 森です。御説明、ありがとうございました。

お伺いしたいことが1点ございますのは、知事会の御説明でお尋ねしたいと思っております。スライドの11ページをお示しいただいてもよろしいでしょうか。

これを見ますと、円グラフが分かりやすいのですけれども、統一の要請に違いがあるというのが青、これは結構ありまして、統一が必要というのが赤で、3分の2と3分の1ぐらいな感じなのですけれども、これと9ページのスライドなのですが、9ページのスライドは、これは「統一手法」と書いてありますけれども、どういう仕方で統一していくのかということについて、青が法で統一、オレンジが法の枠組みの下で条例、緑が緩やかな統一ということで、こうしたほうがいいのではないのみたいなアドバイススペースで決めるというのは条例で決めるということだと思っておりますが、若干、11と9が合わない印象を持っております。

まず1つは、9ページも11ページも、全地方公共団体、「全」というのは、アンケート対象者全てということなのですけれども、それを対象とされているのでしょうかということが1点目です。

2点目は、もし、そうだとすると、11ページの統一の要請には違いがあるとお答えにな

った方、それが3分の2ぐらいおられるわけですがけれども、要請には違いがあるけれども、やはり統一はされるべきであって、その統一は法によるものでもよい。その場合、基本的には一つ、単一ルールが原則になってしまうわけですがけれども、そのように整合的に考えればいいのかなと思いましたが、9ページと11ページの整合性に関することをお尋ねしたいというのが質問のほうです。

意見のほうですがけれども、意見は基本的には1つだけなのですがけれども、やはり御意見を伺っていて、非常に重要だと思ったのは、制度の全体のべき論、どのような制度であるべきかということと、自治体の御負担の話、これはやはり切り離して考えたほうがいいのではないかとこの部分なのです。

その御負担というところですが、御負担の話は2つありまして、1つは、やはり国よりも地方自治体のほうが先行していたという経緯もあり、例えば、特にデータの持ち方みたいなものが、行政機関法と条例だったらちょっと違ったりすると思うのですが、データベースのありようといいますか、そういうことは、やはり当然のことながら御負担というのはあるので、それをデータ利活用というもっぱら国の利益、民間の利益でやっていただくということですので、その御負担について、これを、また自治体の御負担が増えるような形でやるのは当然のことながら望ましくないということだろうと思います。

第2に、ただ、御負担というところなのですがけれども、それこそ、その御負担こそ、原則単一ルールでつくってしまったほうが楽でして、先ほど、町村会の御意見でリソースがないということがありましたけれども、そういった解釈とか、そういうことについての負担というのは原則単一ルール化すれば、それは限りなく小さくなって、それこそ私も実証実験等に参加させていただくと、その自治体の条例はどうなっているのですかみたいなことをお尋ねしたり、調べて、この部分はどういう解釈ですかと。そんな細かいことを聞かれても困るみたいな、そういうやり取りするわけですがけれども、そういうことはなくなりますので、そういう意味では、負担については、当然、自治体負担でという話ではないということと、逆に単一ルールのほうが小さいということが言えるのではないかと思います。

以上です。

御質問のほうをお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○高橋座長 それでは、村岡知事、御質問のほうだけよろしく申し上げます。

○村岡知事 まず、このアンケート自体は47都道府県に対して行っていますので、全ての県からの回答をまとめたものということになります。

そして、11ページですがけれども、ここは保護とか活用とか手続とか、それぞれの局面が違うわけですがけれども、その中で統一すべきものとそうではないものと濃淡あるかというところで、そこはそれぞれ違いがあるのではないかとこの意味の回答となっているわけです。その前の9ページでは法で統一したほうが良いと書いてあるのは何かというと、恐らく、ルールを統一するのであればという前提で、法律でやるのが一番うまくいくのではないかとこのことだと思えます。

つまり、ルールを統一すると言いながら、条例でやるとか、緩やか、となると統一ができないわけです。ある程度法律できちんと書いて、統一するのであれば法律で書いたほうが解釈に紛れがない。つまり、条例で書けば、やはり自分のところの条例なので、文言が同じでも解釈はそれぞれがやることになるわけです。当然、運用でそこに差が出てくるものですし、そこを統一するのであれば条例でやる意味があまりないのですけれども、本当に統一するといふべきところは法律できちんとやって、国のほうからも解釈も一律に示してやるほうが、きちんと統一するという目的が果たせるのではないかということです。

全国知事会とすれば、こうした国全体での統一ルールというものを頭から否定しているわけではなくて、やはりデータの有用性というのがありますから、そういった使えるものは一定のルールを共通化して使っていく、それもいいのではないかという意見は多くを占めております。ただ、それが全部を一律にするということになりますと、それが不必要な部分まで全部そろえることになりますから、各自治体のこれまでの積み重ねとか、現場において必要な部分というところが損なわれるということになってきます。ですので、必要な部分というのをきちんと範囲を限定して、そこについてはきちんとしたルールをつくっていくというところは一定の理解が得られているところだと思いますが、その際には、法律で決めるということが、一番疑義なく、全国一律のルールはつくれるのではないかと、そうした考え方からこうした回答になっているのだらうと思っています。

○高橋座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○森委員 はい。よく分かりました。

○高橋座長 それでは、佐藤委員、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 国立情報学研究所の佐藤一郎でございます。

実は2点あったのですけれども、1つ目は、森先生の質問の後半とかなり重なっていますので、手短かに述べると、私も、条例で定めるというのは、確かに地域性という点ではすごく重要ですし、地方の自治という観点でも当然といえますが、自治体によって違うことによって、コストがかかっているかと思えます。特に、例えば、条例が違えば、当然個人情報情報を管理する、いわゆるITシステム、ITシステムが違ってくると、当然その調達コストも非常にかかります。なので、今回の統一の話というのは、単にデータの利活用という観点ではなく、ある意味で自治体の運用コストを下げるという観点でも重要だということも御理解いただけるといいのではないかと考えております。

2点目なのですが、これはどちらかというところ事務局へのお願いなのですが、今回、今、申し上げたように、条例を法律で上書きをするのかどうするのか云々のところというのは、経団連さんの御意見でもそうでしたけれども、そのデータの利活用というところを重点にしてしまっていたと思えます。これは、ある意味で2000個問題の議論がその流れだったから仕方ないところがあるのですけれども、新経済連盟さんのほうの意見にあったように、児童虐待に関わるようなところというのは、データの利活用ではなくて保護に關す

るところでも統一することによるメリットというのがあるかと思います。なので、やはり、事務局のほうに地方公共団体によって制度が異なることによる個別具体的な事例、それも利活用だけではなくて、個人情報保護に関わる事例を出していただいた上で議論していくべきと考えます。その点、事務局、いろいろ御負担、また、御協力いただく経済団体の方も大変かと思いますが、御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 事務局、いかがでしょうか。

○内閣官房IT総合戦略室 検討します。

○高橋座長 そういう議論は検討していただけるそうです。どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、御意見を頂戴したということで、次に増田委員、よろしくお願ひします。

○増田委員 増田でございます。

本日はいろいろお教えいただきまして、ありがとうございました。

私は、意見になりますけれども、地域の特性というのが、具体的にどのようなものなのか、各条例の内容とかこれまで運用の蓄積のことなのか、あるいは本当の意味の地域の特性なのか、今日は御無理だと思ふのですけれども、示していただいた上で、それを精査検討する必要があるのではないかと思います。そのためには、国として具体的な規律の在り方を示す必要があるというのは、知事、その他の方がおっしゃっていたことと同じでございます。

もう一つ、国民からしますと、要配慮個人情報の規律とか、非識別加工情報、匿名加工情報の提供に関する規定などについては、各地域の特性によって解釈を変えるべきものではないと思ふし、全国どこにいても同じレベルの保護を受けたいと思っております。国全体で目指すべき統一的な水準を決める必要があると思ふので、そのための国からのサポートというのも必要ではないかと思ふます。

また、地方行政においては、広域連携というのは一つの方法として示されていますけれども、コロナウイルスとか自然災害などにおいて、広域連携をしたほうが有効なこともあります。また、教育現場ではオンラインが今必須となっておりますし、外部機関のサポートが必要な分野がたくさんあります。オンライン結合制限規定などとか、勉強をしやすいするためにもできるだけ統一的な手続や解釈だったほうが望ましいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

御意見を頂戴しましたということで、次は吉村様、委員としての御発言だと思ふすけれども、よろしくお願ひします。

○吉村代理 ありがとうございます。

いろいろな地方の皆様の御様子を直接聞けて、非常に貴重な機会だったと思っております。

それで、一点、全国知事会の資料で確認というか教えていただきたいと思ひまして「地方公共団体ごとに条例で規律される内容が異なることへの認識」という7ページのところなのですけれども、これは円グラフがあって、「差があるのはやむを得ない」、「部分的な統一は容認」、「統一が必要」という選択肢があります。これをどう総括するのかというと、「部分的な統一は容認」というのを含めて「差があるのはやむを得ない」というように数えていて、多数ですというように総括されておられるのですけれども、「何らかの形で統一が必要だ」という意見としてまとめると、もう半分以上「統一が必要だ」とカウントするのではないかと見えなくもないわけなのですけれども、この辺、「部分的な統一は容認」というところを、「差があるのはやむを得ない」の側にカウントした理由というのを教えていただきたいというのが1点。

もう一つは、もちろん、私どもも地方自治の手法等については異論を唱えるものではなくございませぬけれども、少し違う視点として、先ほど来、いろいろな委員の方からお話が出ていますけれども、例えば、住民サービスの観点から、本当に規律に差があることを是とするのかという議論は、アンケートの中で、後ろのほうを拝見しても必ずしも分からなかったのですけれども、ないものなのでしょうか。

この2点について教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○高橋座長 恐れ入ります、では、知事、御発言をお願いします。

○村岡知事 こちらは、回答として、どちらに寄せたという意識でやっているわけではなくて、基本的には生のデータをそのまま載せております。

先ほども言いましたけれども、基本的に全て今のルールどおり、自治体がやっているのは全て認めて、一切統一化はしないということを言っている人はいなくて、やはり情報の有用性というのがありますから、一定部分、それは有効な部分はあるのではないかと、そういった部分について統一ルールをつくっていくということはあってもいいのではないかと、そういった意見が全体的には多いのだらうと思います。

それは、全てではなくて、やはりある程度必要なものに限定してやっていかなければ、これは制度・運用を変えていくことになりますし、その部分について住民への説明や、あるいは条例を変えるのであれば議会への説明とか様々必要になってきますから、それを越える必要性があるのだということが具体的に示されれば、その統一というのは、その範囲において許容するということが多いのではないかなと思っております。

そういったところで、今、言われたどちらに寄せてと書いているつもりはないのですけれども、全体としては大きく、今言いましたけれども、一定の必要な範囲で統一化をするということについては、おおむねそういった部分あるのかなと。

ただ、具体的にそれを個別に示してやらないといけない、全体を直すとなりますと、これは今から白地で、全部、個人情報制度を今から一からつくりますというのであれば、

今から統一してやるのが一番いいと思うのですけれども、自治体にはこれまで既に蓄積があって、それで様々な制度、情報公開条例とかほかの関連する制度も含めて運用が行われてきていますので、これを必要ないところまで全部一斉に変えるのだというのと、なぜそこまでしなくてはいけないのかと、本当にそれが必要なのかという声は多くありますから、そこはうまくバランスを見て、本当に必要だと説明できるところから順次やっていくということが適当ではないかなと。そういったところが大勢を占めていると思っています。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、次が生貝委員ですね。よろしくをお願いします。

○生貝委員 非常に貴重な御説明、どうもありがとうございました。

まず、私も、知事はじめ既に御発言がありましたように、既に国のほうである程度具体的な形というものをお示しして、議論をしていくということが望ましいのではないかと考えているところです。

その上で2点御質問なのですけれども、いずれも、もし御意見があれば頂戴できればというところなのですが、まず1つは、例えば、仮に、今回、法律で統一化するという事になった後にも、まさにその解釈、運用あるいは改正、そして、さらには政省令の制定といったような、まさに企画、立案を含めたこの法の広い意味での運用というのが続いていくことになるわけでございます。そうした、その後のプロセスに対する自治体の関わり方のあるべき姿ということについて何か御意見があればというのが1点目でございます。

それから、もう一つが、これも仮に、やはり何かしらの形で統一をするということになった場合には、恐らく、現行の行政機関個人情報保護法、ないし組織によっては独立行政法人個人情報保護法等の規定をベースにして、恐らく考えていくのであらうと申しましたときに、もしあればなのですけれども、例えば、このまま自治体に適用されてしまうと、こういった不都合が起こるのではないかと、もし、そういうことがあれば。

今回、恐らく三法統合という形で、来年にはある程度規律の内容も変わるころではあるのだと思いますけれども、そのことというのも様々議論の中で考えていかなければならないところだと思いますので、もし、御教示を頂ければありがたく存じます。

○高橋座長 では、これはお答えできる範囲で、まず、知事から御発言を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○村岡知事 まず、ルールをつくるのであれば、その段階ではよく意見の調整はしていただきたいと思います。できた後、どのように関わっていくのかというところは、また、自治体によって、それまでの運用との関係で、いろいろな課題が出てくるかもしれませんので、そこをまた進める上で丁寧にやっていただきたいとは思っております。

国で法律を被せるときに、どの程度これが規律として強いものなのか、強度とその規律密度というのがあると思いますけれども、そこが詳細になればなるほど、自治体のほうでの対応といいますか、これまでの運用の変更が大きく生じてきますので、より大変になっ

てくるのだらうと思いますが、緩やかな、原則的なルールであれば、受け入れやすいものがあるかもしれません。そこは個別具体的に話をしないと分からないところかなと思います。ちょっと抽象的ですが、そんな印象です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、辻市長、できる範囲のお答えで結構ですので、よろしくをお願いします。

○辻市長 統一された場合ということなのですけれども、その場合は、ぜひとも運用マニュアルとか、その解釈について示していただきたいと思います。

これまでに和泉市におきましては、平成11年に情報公開条例と同時に個人情報保護条例を制定しまして、20年経過しているのですけれども、特に問題なく運用しているというのが実態でございまして、特に利活用に関しましては、本市では、審査会からの要請もあり、個人情報の管理、利用、提供に際しましては、条例上、審査会への付議対象案件になっていないものまで審査会の意見を聴取する非常に慎重な運用を行っているわけございまして、今後も問題なく運用していくためにも、ぜひともそういう統一した解釈というものをお示しいただけたらと思っています。

以上です。

○高橋座長 最後に坂口町長、よろしくをお願いします。可能な限りで結構ですので。

○坂口町長 法律の規定を自治体に適用していく場合に生じる問題につきましては、医療、学校現場、GIGAスクールの問題等、状況によって違ってくると思います。我々としては、統一するのであれば、いろいろな判断材料も示していただきながら、意見もこれから述べさせていただきたいと思っております。

我々町村としては、そういった判断をするときには情報収集が必要になってきますので、今後様々な情報をお示しいただきながら進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

○生貝委員 ありがとうございました。

○高橋座長 それでは、最後、今日、御欠席の宍戸委員から御意見をあらかじめ文書でいただいております。事務局で読み上げていただければと思います。よろしくをお願いします。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日御欠席の宍戸委員のほうから、1点、御意見と御質問をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

今後、自治体において、個人データの利活用や他の自治体、民間企業とのデータの相互提供などが進むことが期待されるが、利活用及び住民の権利利益の保護に先駆的な自治体とそうでない自治体との格差が生じることは避けるべきである。また、全国的に標準となる個人情報の利活用と保護の水準の確保について、地方自治を尊重しつつ、実効性を確保するには、実情に通じた都道府県の協力が有用と思われる。

そうした観点から、個人情報保護委員会による市区町村に対する助言指導や監視などに

ついて、権限を都道府県に委任する、ないし都道府県の一定の関与を組み込むことについて、全国知事会、全国市長会はいかがお考えになるか。経団連、新経済連盟についても御意見があれば伺いたい。

○高橋座長 御意見は御意見として頂戴して、御質問がございました。

今の御質問につきまして、まず、村岡知事、御発言を頂戴できればと思います。よろしくをお願いします。

○村岡知事 全国的に統一する必要があるれば、その観点で全国一律にすべきですし、ある程度、広域自治体において何らかの運用の差を認めるのであれば、そういった制度もあるのだらうと思いますが、それはどういった考え方でその制度をつくるかということによるのだらうと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、辻市長はいかがでしょう。

○辻市長 私も全く同意見でございまして、国が委任する法制度によって、国が委員会を持ってしっかりとチェックしていくのか、それを完全に都道府県に移譲するのかという、その辺の法の仕組みによって変わってくると思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。経団連、新経連にもありましたが、ここは、都道府県、市においてお答えを頂いたこととさせて頂きます。どうもありがとうございました。

それでは、本日は活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。特に地方公共団体の個人情報保護制度については、本日の議論を踏まえまして、さらに議論を踏まえる必要があると認識をしております。

事務局におかれまして、本日、経済団体、地方三団体の皆様、そして、委員の皆様からいただきました御意見を参考にいただきまして、今後の検討に活かしていただければと思っております。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務局からお願いしたいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

委員の皆様、御発表者の皆様には貴重な御意見をいただきまして、また、円滑な議事進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、経済団体、地方三団体の皆様、そして、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、今後さらに検討して、次回以降の検討会においてさらに議論を深めるための材料をお示ししたいと考えております。次回以降の日程については、別途、事務局より御連絡いたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第7回を終了させていただきます。

なお、会議の冒頭にもお伝えしましたとおり、本日の配付資料につきましては、後ほど、

ホームページ公開といたします。議事録についても、これまで同様に、事務局より各委員と各発表者に御発言部分を御確認いただきました後、速やかにホームページに掲載したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日は御多用の中、ありがとうございました。これにて終了いたします。失礼いたします。